

災害時の医療支援活動窓口担当者マニュアル

(日本超音波医学会 災害対策委員会)

《災害発生前》

・[災害時の医療支援活動窓口担当者（以下窓口担当者）]は電話連絡先を、地域の地方会事務局に伝えておく。

・「災害時の対応マニュアル第三版（草案）」、「災害時の医療支援活動窓口担当者マニュアル（草案）」、地方会事務局連絡先は紙媒体でも保管することを推奨する。

《災害発生時》

災害の超急性期が過ぎた頃、超音波による DVT 検診や避難所での診療に際し、超音波診断装置が必要となる。

また、病院が被災し、装置を失ったために超音波診断装置貸与を希望する場合もある。

[窓口担当者]は各地域におけるこれらの需要を積極的にとりまとめて[超音波医学会本部事務局]に連絡し、以下の超音波診断装置貸与が円滑に進むように努める。

ー超音波装置貸与に関する流れー

- 1) [超音波医学会本部事務局]は被災した各都道府県の[窓口担当者]と連絡を取り合う。
- 2) [窓口担当者]は[現地医療機関担当者]に直接連絡して、状況を確認、超音波診断装置貸与のニーズを調査する。
- 3) [窓口担当者]は、[超音波医学会本部事務局]に[現地医療機関担当者]から超音波診断装置貸与の依頼があったことを連絡する。
- 4) [超音波医学会本部事務局]は[現地医療機関担当者]に必要な装置の種類や台数、装置の送付先などを確認する。
- 5) [超音波医学会本部事務局]は、装置を手配して、何が何台貸せるかを[現地医療機関担当者]に連絡し、運搬日程、運搬方法などを相談する。
- 6) [現地医療機関担当者]は、[超音波医学会本部事務局]より装置を送る準備が整った旨の連絡を受けた後に、借用依頼書を「超音波医学会本部事務局」に送付する。
- 7) 貸与期間中、当該地区の[窓口担当者]が、活動報告書を一か月に一度の頻度で学会規定のフォーマットを使用して提出する。
- 8) 装置返却の予定について、[窓口担当者]もしくは[現地医療機関担当者]が[超音波医学会本部事務局]へ連絡する。
- 9) 貸与終了後、[窓口担当者]もしくは[現地医療機関担当者]が学会規定のフォーマットを使用して報告書を[超音波医学会本部事務局]へ提出する。

※超音波医学会本部事務局の連絡先

公益社団法人日本超音波医学会 総務係

TEL : 03-3252-3738

Mail : office@jsum.or.jp